

地方税共通納税システム

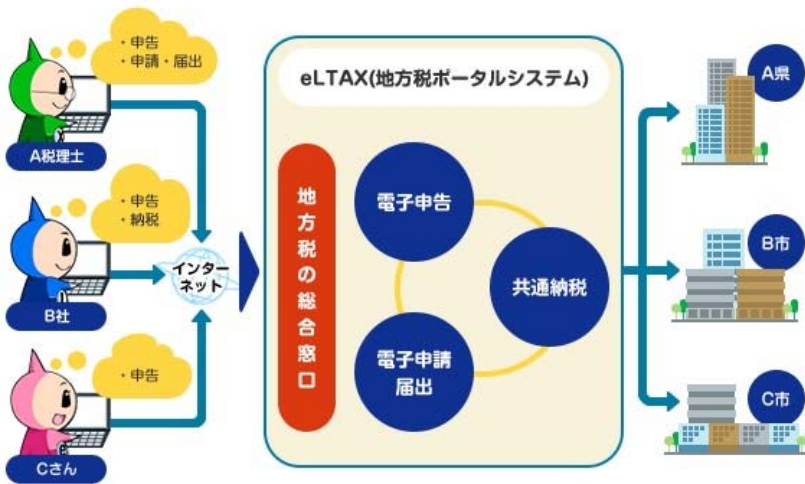
～個人住民税(特徴)の電子納税がスタート～

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel : 0263-88-2514
Fax : 0263-88-2516

eLTAXでは、地方公共団体の総合窓口として、インターネットを通じた地方税の申告・申請・届出等の手続きができます。しかしながら電子納税に関しては、システム改修コストなどが普及拡大のネックとなり、多くの団体で紙の納付書による納付が必要な状況でした。

2019年10月1日より、全国の地方公共団体が共通して利用可能な税金の収納チャネルが稼働し、職場・自宅のパソコンから電子納税が行える仕組みが整いました。

納付事務(特に、個人住民税の特別徴収の納税)の負担軽減に繋がると見込まれています。



※eLTAX HP より

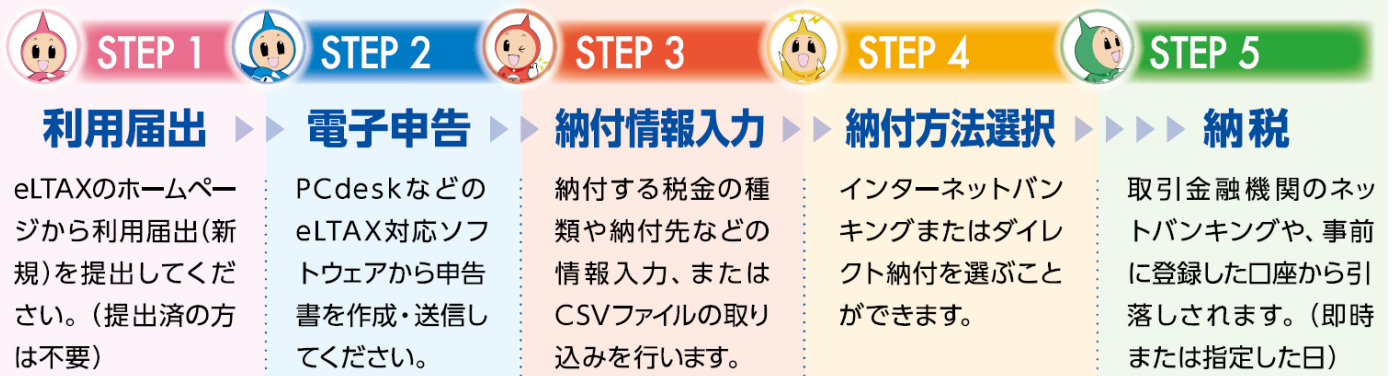
【納税できる税金】

- ① 法人住民税関係(決算申告時に納める税金)
- ② 個人住民税(特別徴収分・退職所得分)

【納税方法】 Pay-easy

- ① **ダイレクト納付**
事前に登録した金融機関口座から支払金額を引き落とし、納税する方法
- ② **インターネットバンキング・ATM等**で『納付情報』をリンク若しくは入力し、納税する方法

ご利用方法



- ★利用(開始)届出 ⇒ 法人様の場合、取得済みのケースが多いです。ID・パスワードをご用意下さい。
- ★PCdesk ⇒ eLTAX上で無料提供されています。DLして提出先自治体の登録等を行います。
⇒ 法人住民税は申告時にPCdesk内に届くメッセージより、納付方法選択・納税に進みます
⇒ 特別徴収した住民税の納付の場合は、PCdeskを使用して金額等の入力も併せて行います。
- ★注意点 ⇒ 領収書の発行はされず、システム内のメッセージや納税履歴で確認する形となります。

導入するメリットは、①金融機関窓口等へ赴く必要がないこと②申告から納税まで一連の手順で行えること③ダイレクト納付が可能となったこと④より多くの金融機関等から納付が可能となったこと、の4つです。
納税者側に手数料の負担は基本的にはありませんので、ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。